

公益社団法人日本滑空協会
役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本滑空協会（以下、「本協会」という。）の定款第 29 条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）ならびに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事および監事のうち本協会を主たる勤務場所とし、本協会業務に年間を通じて平均週 3 日以上携わる者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項に定める報酬は、常勤役員の数にかかわらず年間総額 180 万円を超えない範囲で支給することができる。ただし、常勤役員一人あたりの年間総額は 60 万円を超えてはならない。
- 3 役員等に対して、本協会より特別の任務として講師及び原稿執筆等を委嘱した場合に限り、理事会において別に定める旅費・謝金規程に準じ謝金を支給することができる。
- 4 役員には、役員賞与を支給しない。
- 5 役員の退任にあたって、退職慰労金を支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 常勤理事の報酬は、前条第 2 項の規定に定める額の範囲内において、その職務等を勘案

し、別表の報酬表の支給の基準に従って算定した額を理事会の承認を得て決定するものとする。

- 2 常勤監事の報酬は、前条第 2 項の規定に定める額の範囲内において、別表の報酬表の支給の基準に従って算定した額を総会の承認を得て決定するものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に支払われる報酬は、当該常勤役員に支給される年間報酬額を 12 ヶ月で割った月額をもって支給するものとし、毎月一定の日に支払うものとする。

- 2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員がその職務の遂行にあたって負担した費用について、本協会は請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員に対しては、公共交通機関利用時の運賃を通勤に要する通勤手当として支給することができる。

(公表)

第7条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、総会の議決を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人日本滑空協会の設立の登記の日から施行する。

(平成 23 年 11 月 19 日 総会決議)

(別 表) 理事及び監事の報酬表

号数	年額の報酬
第 1 号俸	300,000 円
第 2 号俸	400,000 円
第 3 号俸	500,000 円
第 4 号俸	600,000 円